

第 1 0 0 号議案

足立区すこやかプラザ あだち駐車場条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区すこやかプラザ あだち駐車場条例

(設置)

第 1 条 来庁者及び地域住民の利便に資するとともに、道路交通の安全かつ円滑な利用を図るため駐車場法（昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号）の規定に基づく路外駐車場として、足立区すこやかプラザ あだち駐車場（以下「駐車場」という。）を東京都足立区江北五丁目 1 4 番 5 号に設置する。

(休場日及び使用時間)

第 2 条 駐車場の休場日及び使用時間は、規則で定める。

(駐車できる自動車)

第 3 条 駐車場に駐車できる自動車は、別表のとおりとする。

(使用料)

第 4 条 駐車場の使用料は、駐車時間 3 0 分につき 2 0 0 円の範囲内において規則で定める。

(使用料の徴収)

第 5 条 使用料は、自動車を駐車させる者（以下「使用者」という。）から出場の際に徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、使用料を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条第 1 項に規定する緊急自動車

(2) 国又は他の地方公共団体の職員が緊急を要する公務を行うため使用する自動車

(3) 前2号に定めるもののほか区長が特に必要があると認めた自動車

(使用料の免除)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

(1) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に出場させなければならない事態が生じたとき。

(2) 規則で定める自動車を駐車させるとき。

(3) その他区長が特に必要があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第7条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用時間の制限)

第8条 使用者は、第2条の使用時間を超えて自動車を駐車させてはならない。ただし、車両故障等の理由によりやむを得ず引き続き駐車させる必要がある場合で、区長が特に認めたときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。

(3) 駐車場の構造設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。

(3) 駐車場利用の目的以外に使用すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、駐車場の施設その他物品を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表 (第3条関係)

種別	利用対象車両
普通自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条に定めるもの
小型自動車	
軽自動車	

備考 この表に定めるもののほか、区長が駐車場の管理上支障がないと認めた自動車については、駐車させることができる。

(提案理由)

足立区すこやかプラザ あだち駐車場を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。